

○蒲郡市空家等適正管理条例等施行規則

平成25年9月25日

規則第40号

(趣旨)

第1条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）及び蒲郡市空家等適正管理条例（平成25年蒲郡市条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の定義は、法及び条例において使用する用語の例による。

(情報提供)

第3条 条例第6条の規定による情報提供は、空家等情報提供書（第1号様式）を市長に提出する方法によるほか、口頭その他適宜の方法により行うことができるものとする。

2 市長は、前項の情報提供を受けたときは、当該情報を記録し、整理するものとする。

(協議会の会長及び副会長)

第4条 条例第7条に規定する蒲郡市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定め、副会長は、会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(立入調査等)

第5条 法第9条第2項の規定による報告の徴収は、空家等に係る事項に関する報告徴収書（第2号様式）により行うものとし、当該報告は、空家等に係る事項に関する報告書（第3号様式）によるものとする。

2 法第9条第3項の規定による立入調査に係る事前通知は、立入調査実施通知書（第4号様式）により行うものとし、同条第4項に規定する身分を示す証明書は、立入調査員証（第5号様式）とする。

（管理不全空家等に対する指導）

第6条 法第13条第1項の規定による指導は、管理不全空家等指導書（第6号様式）により行うものとする。

（管理不全空家等に対する勧告）

第7条 法第13条第2項の規定による勧告は、管理不全空家等勧告書（第7号様式）により行うものとする。

（特定空家等に対する緊急安全措置）

第8条 条例第8条の規定により所有者等の同意を得られたときは、特定空家等緊急安全措置実施同意書（第8号様式）の提出を受けるものとし、緊急安全措置を実施するときは、当該所有者等に対し、特定空家等緊急安全措置実施通知書（第9号様式）により通知するものとする。

（特定空家等に対する助言又は指導）

第9条 法第22条第1項の規定による助言は、原則として口頭により行い、同項に規定する指導は、特定空家等指導書（第10号様式）により行うものとする。

（特定空家等に対する勧告）

第10条 法第22条第2項の規定による勧告は、特定空家等勧告書（第11号様式）により行うものとする。

（特定空家等に対する命令等）

第11条 法第22条第3項の規定による命令は、特定空家等命令書（第12号様式）により行うものとする。

2 法第22条第4項の規定による事前通知は、命令に係る事前の通知書（第13号様式）により行うものとする。

3 法第22条第4項の規定による意見書の提出は、命令に係る事前の通知に対する意見書（第14号様式）により行うものとする。

4 法第22条第5項の規定による公開による意見の聴取の請求は、公開による意

見聴取請求書（第15号様式）により行うものとする。

- 5 法第22条第7項の規定による通知は、公開による意見聴取通知書（第16号様式）により行うものとする。

（特定空家等に対する代執行）

第12条 法第22条第9項及び第11項の規定による行政代執行（以下単に「行政代執行」という。）を行う場合における行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定による戒告は、戒告書（第17号様式）により行うものとする。

- 2 行政代執行を行う場合における行政代執行法第3条第2項の規定による通知は、代執行令書（第18号様式）により行うものとする。

- 3 行政代執行を行う場合における行政代執行法第4条に規定する証票は、行政代執行責任者証（第19号様式）とする。

（その他）

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第10号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年規則第11号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、改正前の蒲郡市空き家等適正管理条例施行規則の規定による諸様式の内紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和6年規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年規則第65号）

この規則は、令和7年1月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

蒲郡市長 様

住所

氏名

電話番号

空家等情報提供書

次のとおり、空家等に関する情報を提供します。

空家等の 所在地	蒲郡市
空家等の 状態	

備考 必要に応じて、空家等の地図、写真等を添付してください。

第2号様式（第5条関係）

第 号  
年 月 日

様

蒲郡市長

印

空家等に係る事項に関する報告徴収書

あなたの所有（管理）する下記の空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律127号。以下「法」という。）第9条第2項の規定により、下記のとおり当該空家等に関する事項について報告を求めます。

記

- 1 対象となる空家等  
所在地  
用途  
所有者の住所及び氏名
- 2 報告を求める内容
- 3 報告の提出先
- 4 報告徴収の責任者
- 5 報告の期限

備考

- 1 上記5の期限までに上記3の者まで報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、法第30条第2項の規定により、20万円以下の過料に処せられます。
- 2 当該空家等が特定空家等に該当すると認められた場合又は既に当該空家等が特定空家等に該当すると認められている場合は、法第22条第1項から第3項までの規定により、周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、助言、指導、勧告又は命令を行うことがあります。

(教示)

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、蒲郡市長に対して審査請求をすることができます。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

この処分の取消しの訴えは、この処分（この処分について前記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、蒲郡市を被告として提起することができます。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第3号様式（第5条関係）

年 月 日

蒲郡市長 様

提出者 住 所  
氏 名  
電話番号

空家等に係る事項に関する報告書

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律127号。以下「法」という。）第9条第2項に基づき、年 月 日 第 号により報告を求められた空家等に係る事項について、下記のとおり報告します。

記

1 対象となる空家等

所在地

用 途

所有者の住所及び氏名

2 報告事項

3 添付書類

備考

- 1 所有者の意向が確認できる書類や、措置を講じたことが分かる書類があるときは、添付してください。
- 2 上記2及び3について、虚偽の報告をした者は、法第30条第2項の規定に基づき、20万円以下の過料に処されることとなります。

第4号様式（第5条関係）

第 号  
年 月 日

様

蒲郡市長 印

立入調査実施通知書

あなたの所有（管理）する下記の空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第9条第2項の規定により立入調査を実施しますので、同条第3項の規定により下記のとおり通知します。

記

- 1 対象となる特定空家等  
所在地  
用途  
所有者等の住所及び氏名
- 2 立入調査の内容
- 3 立入調査日時
- 4 立入調査を実施する事由
- 5 調査員
- 6 連絡先

備考

立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、法第30条第2項の規定に基づき、20万円以下の過料に処されることとなります。

第5号様式（第5条関係）

（表）

立入調査員証		第 号
所 属		写 真
職 名		
氏 名		
生年月日		
上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項の規定に基づく立入調査の権限を有する者であることを証する。		
年 月 日発行		
蒲郡市長		印

（裏）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）（抜粋）  
第9条（略）

2 市町村長は、第22条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくはその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

注意  
この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

第6号様式（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

蒲郡市長

印

管理不全空家等指導書

あなたの所有（管理）する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第13条第1項に定める「管理不全空家等」に該当すると認められたため、必要な措置をとるよう指導します。

記

- 対象となる空家等  
所在地  
用途  
所有者等の住所及び氏名
- 指導に係る措置の内容
- 指導に至った事由
- 指導の責任者
- 連絡先

備考

- 上記2の措置が完了したときは、速やかに上記5の連絡先までご報告ください。
- 管理不全空家等の状態が改善されないと認めるときは、法第13条第2項の規定により、当該措置をとることを勧告することがあります。
- 勧告を受けると、当該管理不全空家等に係る敷地が地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあつては、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

第7号様式（第7条関係）

第 年 月 日

様

蒲郡市長

印

管理不全空家等勧告書

あなたが所有（管理）する下記の管理不全空家等について、 年 月 日  
付け 第 号により必要な措置をとるように指導しましたが、現在に至っ  
ても指導に係る措置がとられていません。

つきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第1  
27号。以下「法」という。）第13条第2項の規定により下記のとおり勧告  
します。

記

- 1 対象となる管理不全空家等  
所在地  
用途  
所有者等の住所及び氏名
- 2 勧告に係る措置の内容
- 3 措置の期限
- 4 勧告に至った事由
- 5 勧告の責任者
- 6 連絡先

備考

- 1 上記2の措置が完了したときは、速やかに上記6の連絡先までご報告くだ  
さい。
- 2 上記1の管理不全空家等に係る敷地が地方税法（昭和25年法律第226  
号）第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地  
に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている  
場合にあつては、本勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除  
外されることとなります。
- 3 上記2の措置が実施されず、法第2条第2項に定める「特定空家等」とな  
った場合、必要に応じて、法第22条に基づき、必要な措置をとることにな  
ります。

第8号様式（第8条関係）

年 月 日

蒲郡市長 様

住所

氏名

電話番号

特定空家等緊急安全措置実施同意書

蒲郡市空家等適正管理条例第8条第1項の規定による緊急安全措置として、私が所有（管理）する下記の特定期空家等について、危険な状態を回避するために必要最低限の緊急安全措置をとることに同意します。また、緊急安全措置に要した費用については、私が責任を持って納付します。

記

- 1 対象となる特定期空家等の所在地
- 2 緊急安全措置の実施概要
- 3 緊急安全措置の概算費用
- 4 緊急安全措置の費用負担
- 5 緊急安全措置の実施予定日

第9号様式（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

蒲郡市長

印

特定空家等緊急安全措置実施通知書

あなたが所有（管理）する特定空家等について、危険な状態を回避するために緊急安全措置を実施しますので、蒲郡市空家等適正管理条例第8条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 対象となる特定空家等の所在地
- 2 緊急安全措置の実施概要
- 3 緊急安全措置の概算費用
- 4 緊急安全措置の費用負担
- 5 緊急安全措置の実施予定日

第10号様式（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

蒲郡市長

印

特定空家等指導書

あなたの所有（管理）する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、必要な措置をとるよう下記のとおり指導します。

記

- 1 対象となる空家等  
所在地  
用途  
所有者等の住所及び氏名
- 2 指導に係る措置の内容
- 3 指導に至った事由
- 4 指導の責任者
- 5 連絡先

備考

- 1 上記2の措置が完了したときは、速やかに上記6-5の連絡先までご報告ください。
- 2 特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、法第22条第2項の規定により、当該措置をとることを勧告することがあります。
- 3 勧告を受けると、当該特定空家等に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。
- 4 災害その他非常の場合においては、法第22条第11項の規定に基づき、当該措置について緊急代執行の手続に移行することがあります。

第11号様式（第10条関係）

第 号  
年 月 日

様

蒲郡市長

印

特定空家等勧告書

あなたが所有（管理）する下記の特定期空家等について、 年 月 日付け  
第 号により必要な措置をとるように指導しましたが、現在に至っても  
指導に係る措置がとられていません。

つきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第1  
27号。以下「法」という。）第22条第2項の規定により下記のとおり勧告  
します。

記

- 1 対象となる特定期空家等  
所在地  
用途  
所有者等の住所及び氏名
- 2 勧告に係る措置の内容
- 3 措置の期限
- 4 勧告に至った事由
- 5 勧告の責任者
- 6 連絡先

備考

- 1 上記2の措置が完了したときは、速やかに上記6の連絡先までご報告ください。
- 2 上記3の措置の期限までに、正当な理由がなくて上記2の措置をとらなかった場合は、法第22条第3項の規定により、当該措置をとることを命ずることがあります。
- 3 当該特定期空家等に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあつては、本勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。
- 4 災害その他非常の場合においては、法第22条第11項の規定に基づき、当該措置について緊急代執行のに移行することがあります。

第12号様式（第11条関係）

第 号  
年 月 日

様

蒲郡市長

印

### 特定空家等命令書

あなたの所有(管理)する下記の特定空家等について、 年 月 日付け  
第 号により、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第  
127号。以下「法」という。）第22条第3項の規定に基づき命令を行う旨  
を事前に通知しましたが、現在に至っても通知した措置がとられていないため、  
下記のとおり措置をとることを命令します。

#### 記

- 1 対象となる特定空家等  
所在地  
用途  
所有者等の住所及び氏名
- 2 命令に係る措置の内容
- 3 措置の期限
- 4 命令に至った事由
- 5 命令の責任者
- 6 連絡先

#### 備考

- 1 上記2の措置が完了したときは、速やかに上記6の連絡先までご報告ください。
- 2 本命令に違反した場合は、法第30条第1項の規定に基づき、50万円以下の過料に処せられます。
- 3 上記3の措置の期限までに上記2の措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、法第22条第9項の規定に基づき、当該措置について行政代執行の手続に移行することがあります。
- 4 災害その他非常の場合においては、法第22条第11項の規定に基づき、当該措置について緊急代執行の手続に移行することがあります。

(教示)

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、蒲郡市長に対して審査請求をすることができます。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

この処分の取消しの訴えは、この処分（この処分について前記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、蒲郡市を被告として提起することができます。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第13号様式（第11条関係）

第 号  
年 月 日

様

蒲郡市長

印

#### 命令に係る事前の通知書

あなたの所有（管理）する下記の特定期空家等について、 年 月 日付け第 号により必要な措置をとるよう勧告しましたが、現在に至っても勧告に係る措置がとられていません。

このまま措置が講じられないときは、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第22条第3項の規定に基づき、下記のとおり当該措置をとることを命令することとなりますので通知します。

なお、あなたは、法第22条第4項の規定に基づき、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同条第5項の規定に基づき、本通知の交付を受けた日から5日以内に、蒲郡市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができます。

#### 記

- 1 対象となる特定期空家等  
所在地  
用途  
所有者等の住所及び氏名
- 2 命令に係る措置の内容
- 3 命令に至った事由
- 4 意見書の提出及び公開による意見の聴取の請求先
- 5 意見書の提出期限
- 6 連絡先

#### 備考

- 1 上記2の措置が完了したときは、速やかに上記6の連絡先までご報告ください。
- 2 災害その他非常の場合においては、法第22条第11項の規定に基づき、当該措置について緊急代執行の手續に移行することがあります。

第14号様式（第11条関係）

年 月 日

蒲郡市長 様

住所

氏名

電話番号

命令に係る事前の通知に対する意見書

年 月 日付け 第 号の命令に係る事前の通知書に対して、  
空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条  
第4項の規定に基づき、下記のとおり意見及び自己に有利な証拠を提出します。

記

1 対象となる特定空家等

所在地

用途

所有者等の住所及び氏名

2 命令に係る事前の通知に対する意見

3 自己に有利な証拠の提出の有無

有 ・ 無

備考

- 1 命令に係る事前の通知に対する意見について所定の欄に記載しきれないときは、任意の用紙に記載の上、添付してください。
- 2 自己に有利な証拠を提出する場合は、当該証拠に係る書類を添付してください。
- 3 代理人が提出する場合は、代理人の資格を証する書類を添付してください。

第15号様式（第11条関係）

年 月 日

蒲郡市長 様

住所

氏名

電話番号

公開による意見聴取請求書

年 月 日付け 第 号の命令に係る事前の通知書に対して、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第5項の規定に基づき、下記のとおり意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求します。

記

1 対象となる特定空家等

所在地

用途

所有者等の住所及び氏名

2 公開による意見の聴取に出席する者

住所

氏名

連絡先

3 公開による意見の聴取の開催希望日

第1希望	年 月 日（ ）	午前	・	午後
第2希望	年 月 日（ ）	午前	・	午後
第3希望	年 月 日（ ）	午前	・	午後

備考

代理人が公開による意見の聴取に出席する場合は、代理人の資格を証する書類を添付してください。

第16号様式（第11条関係）

第 号  
年 月 日

様

蒲郡市長

公開による意見聴取通知書

あなたから請求のありました公開による意見の聴取を行うことについて、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第6項の規定に基づき、下記のとおり公開による意見の聴取を実施しますので、同法第22条第7項の規定により通知します。なお、同項の規定に基づき、当該意見の聴取を実施する旨を公告します。

記

1 対象となる特定空家等

所在地

用途

所有者等の住所及び氏名

2 命令に係る措置の内容

3 意見の聴取の期日及び場所

年 月 日（ ） 時 分

（場 所）

第17号様式（第12条関係）

第 号  
年 月 日

様

蒲郡市長

印

戒 告 書

あなたの所有（管理）する下記の特定期空家等について、 年 月 日付け  
第 号により必要な措置をとるよう命令しましたが、現在に至っても当該  
措置がなされていません。

つきましては、この命令に係る措置を下記の期限までに履行しないときは、  
空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条  
第9項の規定により、本市が履行義務を代執行しますので、行政代執行法（昭  
和23年法律第43号）第3条第1項の規定によりその旨を戒告します。

なお、当該代執行に要するすべての費用は、あなたから徴収することを申し  
添えます。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じ  
ても、その責任を負わないことを申し添えます。

記

- 1 対象となる特定期空家等  
所在地  
所有者等の住所及び氏名
- 2 命令に係る措置の内容
- 3 履行期限
- 4 代執行による措置の内容
- 5 連絡先

備考

災害その他非常の場合においては、法第22条第11項の規定に基づき、当  
該措置について緊急代執行の手続きに移行することがあります。

(教示)

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に蒲郡市長に対して審査請求をすることができます。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

この処分の取消しの訴えは、この処分（この処分について前記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、蒲郡市を被告として提起することができます。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第18号様式（第12条関係）

第 号  
年 月 日

様

蒲郡市長

印

代執行命令書

あなたの所有(管理)する下記の特定期間等について、 年 月 日付け  
第 号により必要な措置をとるよう戒告しましたが、指定の期日までに義務が履行されませんでしたので、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第9項の規定に基づき、下記のとおり代執行を行いますので、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第2項の規定により通知します。

なお、代執行に要する費用は、行政代執行法第5条の規定に基づき、あなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任を負わないことを申し添えます。

記

- 1 対象となる特定期間等  
所在地  
所有者等の住所及び氏名
- 2 戒告した措置の内容
- 3 代執行の時期
- 4 執行責任者
- 5 代執行に要する費用の概算見積額
- 6 連絡先

(教示)

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、蒲郡市長に対して審査請求をすることができます。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

この処分の取消しの訴えは、この処分（この処分について前記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、蒲郡市を被告として提起することができます。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第19号様式（第12条関係）

（表）

第 号	
行政代執行責任者証	
所 属	
職 名	
氏 名	
生年月日	
上記の者は、下記の行政代執行の執行責任者であることを証する。	
年 月 日発行	
	蒲郡市長 印
記	
1 行政代執行をなすべき事項	
2 行政代執行をなすべき時期	

（裏）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）（抜粋）  
第22条（略）  
9 市町村長は、第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）のさだめるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。  
10～17（略）  
行政代執行法（昭和23年法律第43号）（抜粋）  
第4条 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。  
注意  
この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。